



障害者自立支援法施行1年を経過して

◇◇障害者自立支援法の成立

障害者自立支援法は、2005年10月31日に成立し、2006年4月1日より一部施行され同年10月1日より本格的に施行された。

同法は、第1条の目的において「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる」よう必要な支援を行ない「障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする」とされている。

具体的には、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとされている。

◇◇障害者自立支援法の問題点

同法については、成立以前から障害者の自立を支援するどころか、反対に自立を阻害する内容であるとして多くの障害者団体、関係団体などから強い批判を受けてきた。

そして、現実に施行されてからは、急激な制度変化によって施設運営の問題や障害区分認定の問題な

ど障害者福祉の現場に多くの問題が発生しているが、ここでは誌面の関係上応益負担制度導入の問題点を指摘することとする。

同法では、障害者はその障害の種別・程度に応じた介護給付等の福祉サービスを受けることができるが、その介護給付費について原則1割の自己負担が導入された。これは、福祉サービスを利用する際に、所得とは関係なくそのサービス量に応じた負担を強いるもので、応益負担といわれている。

従来、作業所等の通所施設利用について障害者本人は原則として負担なしであった。作業所等の1ヶ月の工賃は1万円弱のところが多いが、自立支援法においては市県民税課税世帯（世帯単位の判断基準自体が根本的に障害者自立の理念と反するともいえる）で約3万円の応益負担を強いられるケースもある。

いままでと同じように作業所に通い月額1万円くらいの工賃を得ていた人が、同法によって差し引き2万円もの負担を強いられることになる。このようなことから、施設への通所を差し控えて自宅に閉じこもる例もみられるという。

このような応益負担制度によると、障害の程度が重度な人ほど多くの負担を強いられることになってしまう。現実には障害者の施設退所、利用抑制、利用料の滞納、施設の減収による職員の労働条件の後退などの混乱が生じている。

障害のある人が日常生活を送るために必要な支援を「益」ととらえて自己負担金を負わせる制度のあり方に大きな問題があるといわざるを得ない。

今後の抜本的な制度の見直しが求められるところである。

（高齢者・障害者の権利に関する特別委員会
福祉制度部会部会長 黒寄 隆）